

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定（福祉保健課）  
生活保護法による薬局の廃止（ 〃 ）  
景観形成地域の指定予定（全県公園化・景観政策課）  
土地改良区の役員の内任（農村整備課）  
土地改良区の役員の内任（ 〃 ）
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定（生活安全企画課）
- ◇ 公 告 危険物の取扱作業の保安に関する講習（消防防災課）

## 告 示

### 鳥取県告示第五百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成七年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
おおたか診療所	米子市尾高二七四〇―一	平成七年六月五日
谷岡薬局	鳥取市永楽温泉町一〇七	〃
オサキ薬局	八頭郡用瀬町大字用瀬四七―一八	〃
西伯薬局	西伯郡西伯町大字福成一〇三―二二	平成七年六月十五日
医療法人十字会 老人保健施設のじま	倉吉市瀬崎町二七一四―一	平成七年六月一日

### 鳥取県告示第五百十号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成七年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
谷岡薬局	鳥取市永楽温泉町一〇七	平成七年四月二十六日

オサキ薬局	八頭郡用瀬町大字用瀬四七一―一八	平成七年四月三十日
レモン薬局	西伯郡西伯町大字東町六一	平成七年五月三十一日
浅井薬局	鳥取市寿町八二五	平成七年六月十六日

鳥取県告示第五百十一号

鳥取県景観形成条例（平成五年三月鳥取県条例第三号）第七条第一項の規定に基づき景観形成地域を指定する予定であるので、同条例第十条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 景観形成地域の名称

沿道海浜景観形成地域

二 景観形成地域の区域の案

鳥取市	伏見、白兎及び小沢見の各一部	区 域
米子市	夜見町、富益町、和田町及び大篠津町の各一部	
境港市	佐斐神町、財ノ木町、小篠津町及び麦垣町の各一部	
羽合町	大字久留及び大字長瀬の各一部	
北条町	江北、国坂、田井、弓原、下神及び松神の各一部	
大栄町	大字東園、大字西園、大字由良宿、大字妻波及び大字大谷の各一部	

三 景観形成地域の区域及び景観形成基本計画の案の縦覧場所

- 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県生活環境部全県公園化・景観政策課
  - 鳥取市尚徳町一一六 鳥取市役所
  - 米子市加茂町一丁目一 米子市役所
  - 境港市上道町三〇〇〇 境港市役所
  - 東伯郡羽合町大字久留一九一一 羽合町役場
  - 東伯郡北条町土下一一二 北条町役場
  - 東伯郡大栄町大字由良宿四二三一一 大栄町役場
- 四 景観形成地域の区域及び景観形成基本計画の案の縦覧期間  
平成七年七月十一日から同月二十四日まで

鳥取県告示第五百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり仙津土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成七年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 川 本 哲 也 東伯郡東郷町大字漆原二七六  
平成七年三月三十日就任 任期平成九年五月二十六日まで

鳥取県告示第五百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり江府町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成七年七月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 本高親雄 日野郡江府町大字江尾一九一三

〃 大澤公人 日野郡江府町大字宮市一〇七二―二五

〃 山口健次郎 日野郡江府町大字江尾二〇七三

〃 川端直 日野郡江府町大字小江尾三六―七

〃 河上貞也 日野郡江府町大字宮市一六七

〃 田中幹啓 日野郡江府町大字宮市一〇三〇

〃 梅林靖 日野郡江府町大字江尾一一七四

〃 芦立喜明 日野郡江府町大字江尾一九九

〃 影山學 日野郡江府町大字宮市三九四

〃 清水許人 日野郡江府町大字杉谷一八七

〃 上代賢人 日野郡江府町大字江尾一八九六

〃 川端登志一 日野郡江府町大字江尾四七―九

〃 田本賢二 日野郡江府町大字杉谷四九〇

〃 田中繁詮 日野郡江府町大字江尾一八四八

〃 末次哲也 日野郡江府町大字宮市三八二―一

平成七年四月十日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 河上貞也 日野郡江府町大字宮市一六七

〃 影山學 日野郡江府町大字宮市三九四

〃 本高親雄 日野郡江府町大字江尾一九一三

〃 田中繁詮 日野郡江府町大字江尾一八四八

〃 藤原要 日野郡江府町大字武庫一三四五

〃 川上公行 日野郡江府町大字美用一二二二

〃 梅林靖 日野郡江府町大字江尾一一七四

〃 芦立喜明 日野郡江府町大字江尾一九九九

〃 川端直 日野郡江府町大字小江尾三六―七

〃 末次雅雄 日野郡江府町大字杉谷四九八

〃 片山慶八 日野郡江府町大字杉谷一八四

〃 永井覚 日野郡江府町大字小江尾六六七―九

〃 千藤秀治 日野郡江府町大字吉原一八〇〇

〃 砂口一正 日野郡江府町大字吉原九四二

〃 小峯勝公 日野郡江府町大字大河原八六

〃 安田利憲 日野郡江府町大字大河原一四七九―一

〃 川上充親 日野郡江府町大字美用八〇八

〃 眞壁和博 日野郡江府町大字助沢三三七

〃 末次求 日野郡江府町大字美用一六〇〇

〃 川上卓雄 日野郡江府町大字美用一二九一

〃 大澤公人 日野郡江府町大字宮市一〇七二―二五

〃 新見修 日野郡江府町大字吉原八七七

〃 妹尾章 日野郡江府町大字吉原一三八―一

〃 大倉孝士 日野郡江府町大字宮市一〇三二―一〇

〃 板井久 日野郡江府町大字美用一一二八―二

〃 米田明 日野郡江府町大字江尾二〇九

〃 清水祐右 日野郡江府町大字吉原一六九六

平成七年四月十一日就任 任期四年

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成七年七月十一日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 輝

申請者	氏名又は名称	株式会社ソフニア				
	住所	群馬県桐生市境野町7丁目201				
遊技機の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 業 者 名	検 番 定 号	有 効 期 間	
	ばちんこ遊技機	規則第6条第1号イ該当機	どんぐりこ	株式会社ソフニア	500199	7年7月11日から3年間
	〃	〃	CR麻王伝説EX	〃	500229	〃
	〃	〃	アマタロード	〃	500230	〃

株式会社三共  
群馬県桐生市境野町6丁目460

申請者	氏名又は名称	株式会社三共				
	住所	群馬県桐生市境野町6丁目460				
遊技機の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 業 者 名	検 番 定 号	有 効 期 間	
	ばちんこ遊技機	規則第6条第1号ロ該当機	CRミニスターマジック	株式会社三共	420125	7年7月11日から3年間
	〃	〃	CRパットマン	〃	420594	〃

太陽電子株式会社

名古屋市西区見寄町125

申請者	氏名又は名称	太陽電子株式会社				
	住所	名古屋市西区見寄町125				
遊技機の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 業 者 名	検 番 定 号	有 効 期 間	
	ばちんこ遊技機	規則第6条第1号イ該当機	CRパワーダンク2	太陽電子株式会社	500247	7年7月11日から3年間
	〃	〃	CRタッチダウン	〃	520248	〃

株式会社三星

名古屋市西区中小田井4丁目396

申請者	氏名又は名称	株式会社三星				
	住所	名古屋市西区中小田井4丁目396				
遊技機の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 業 者 名	検 番 定 号	有 効 期 間	
	ばちんこ遊技機	規則第6条第1号イ該当機	スターライトクイン	株式会社三星	500222	7年7月11日から3年間

申請者	氏名又は名称	住所	株式会社藤商事
			大阪府東大阪市荒川3丁目10-7
	法人にあってはその代表者の氏名 土谷 敬一		
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製 造 者 名
ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号イ該当機	C R魔法のランプ	株式会社藤商事
			検 定 号
			500129
			有効期間
			7年7月11日から3年間
717デジタル遊技機	規則第6条第3号イ該当機	C Rデジタルズント	製 造 者 名
			検 定 号
			550157
			有効期間
			〃

申請者	氏名又は名称	住所	株式会社エーアイ
			東京都葛飾区小菅2丁目8-9
	法人にあってはその代表者の氏名 安藤 壽雄		
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製 造 者 名
回遊式遊技機	規則第6条第2号イ該当機	スパンキーウエー	株式会社エーアイ
			検 定 号
			540152
			有効期間
			7年7月11日から3年間

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成7年7月11日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 受講対象者

危険物取扱者免状の交付を受けている者のうち危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所において危険物の取扱作業に従事している者

2 講習の日時及び場所

- (1) 平成7年8月22日（火） 午前10時から午後3時まで  
倉吉市東城町2 鳥取県中部総合事務所 講堂
- (2) 平成7年8月23日（水） 午前10時から午後3時まで  
米子市旗ヶ崎2030 米子食品会館 大ホール
- (3) 平成7年8月24日（木） 午前10時から午後3時まで  
境港市上道町1580 境港市民会館 大会議室
- (4) 平成7年8月28日（月） 午前10時から午後3時まで  
鳥取市尚徳町101 鳥取県立図書館 大研修室
- (5) 平成7年8月29日（火） 午前10時から午後3時まで  
鳥取市尚徳町101 鳥取県立図書館 大研修室

3 受講手続

県内の各消防署、各市町村役場及び鳥取県生活環境部消防防災課に備え付けてある所定の用紙により作成した受講申請書を、平成7年7月17日（月）から同月28日（金）

までの間に、鳥取県生活環境部消防防災課（〒680-70 鳥取市東町一丁目271、電話0857-26-7790）に提出すること。（郵送による場合は、平成7年7月28日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。）

4 受講手数料及びその納付方法

受講手数料は、4,700円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

5 その他

受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。